

# 常盤平駅周辺まちづくり気運醸成業務委託 仕様書

## 1. 名称

常盤平駅周辺まちづくり気運醸成業務委託

## 2. 業務の目的

常盤平・五香松飛台地域は、地域内の拠点駅周辺において昭和30～40年代に大規模な土地区画整理事業により整備された区域等を多く含み、建物の高経年化や人口減少・高齢化が進むとともに、商業機能の維持・充実が大きな課題となっている。このうち、駅周辺では、空き店舗が目立ち、賑わいが不足しているなど、滞留・交流空間の創出等により、常盤平駅周辺のまちづくりに向けた気運の醸成が必要である。

常盤平・五香松飛台地域については、令和6年度に「常盤平地域のまちづくり方針」を策定及び公表し、「人とみどりがつながる広がるときわだいら」を地域の目標像となるコンセプトとして、「多様な世帯が安心できる暮らし」「豊かなみどりと魅力ある景観の活用」「にぎわいと地域経済の活性化」「新たな教育・文化の構築」「新たな交通ネットワークや歩行空間の整備」「地理的優位性を活かした災害への備え」などを常盤平地域における新しいまちづくりとして位置付けている。

本業務委託では、まちづくり方針の実現に向け、賑わい創出や地域経済の活性化など地域の気運醸成を図るとともに今後のまちづくりの合意形成にも寄与する施策を企画提案及び運営を行うことを目的とする。

## 3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

## 4. 業務内容

今年度に想定される業務は下記のとおりである。なお、業務内容は、まちづくりを検討していく上で必要と思われる事項を示したものであり最終的に受託者からの企画提案に基づき市と受託者で協議して決定する。

### (1) 全体企画立案

本業務の目的、手順等について確認、整理し、業務実施のための技術的方針やスケジュールの検討など業務の全体計画を立案する。また、作業着手の準備を行う。

### (2) 実証実験の検討・実施

#### (a) 実施内容

常盤平地域の賑わいを創出するとともに、まちづくりに関する気運の醸成に寄与する施策を検討する。なお、提案にあたり、公共施設等を除く団地内敷地や民間施設を使用し費用が発生する場合は事業者負担とする。なお、最終的な実施内容は、事業者提案により市と協議の上決定する。

#### (b) 実施時期及び期間

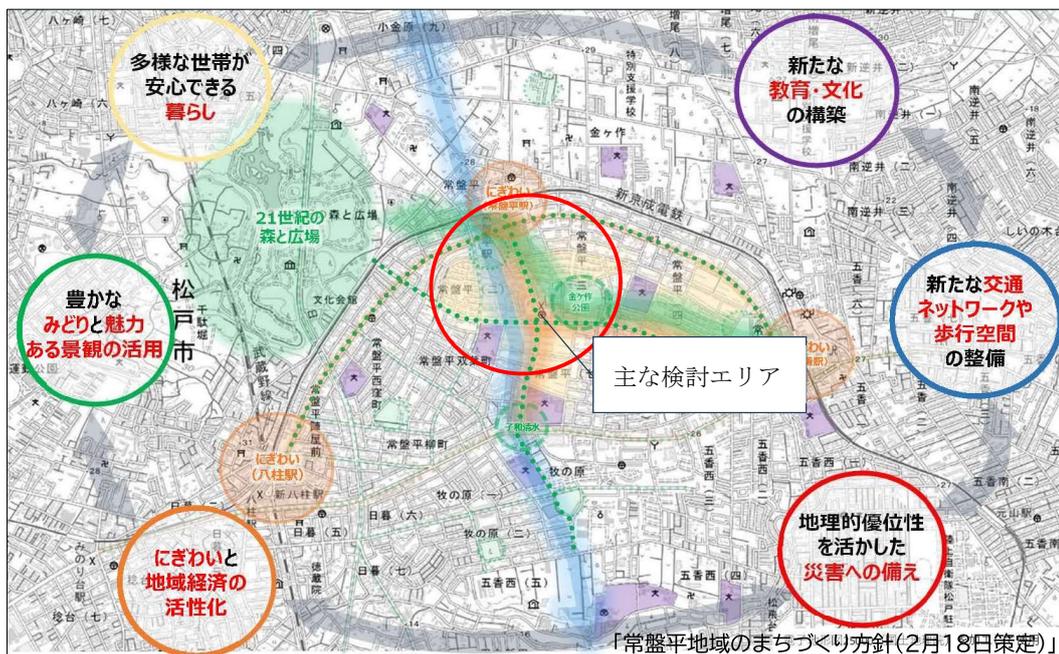
実施時期は、UR 都市機構が予定している実証実験や常盤平地域で実施予定の自動運転の実証実験などと連動した開催が望ましいと考えており、別途協議の上決定する。

#### (c) PR 活動

当該業務で実施する実証実験や本地域のまちづくりに関して、ホームページ、紙媒体及びSNSなどの効果的な手段を通じて情報発信を行う。なお、情報発信には地域内の高齢世帯にも配慮することとし、事業者提案により市と協議の上決定する。

(d) 実施場所

常盤平駅周辺の主に下記に示したエリアを想定する。



(e) 実施後の検証及び報告等

実施結果等について、本市へ報告すること。また、写真による記録を作成すること。

(3) 本市まちづくりに対する意見収集

- (a) 意見収集方法(アンケート等)の検討
- (b) 意見収集の実施
- (c) 取りまとめ

実証実験を踏まえ、今後のまちづくりに向けて、ニーズや課題等を整理する。あわせて、今後の気運醸成や施設整備に向けた課題や方向性について整理する。

(4) 打合せ等

打合せ(対面)の回数は、着手1回、中間5回、納入1回以上を想定する。

## 5. 成果品

本業務に伴う成果品については下記のとおりとする。なお、この内容及び提出時期については、協議の上決定する。また、下記成果品には業務目的を達成するために必要な成果品を提案すること。

(1) 業務報告書

報告書はMicrosoft Word又はMicrosoft Excelを基本として作成し(その他市担当者の了解を得たファイル形式)、正本、副本各1部、電子媒体(CD等)にて1部提出する。なお、電子媒体のファイル形式は、本市にて編集可能なものとし、PDF形式で提出すること。

(2) 帰属

成果品及び作業工程における個人情報を含む書類等に対する一切の権利は、本市に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、本市の承諾を必要とする。

## 6. 特記事項

- (1) 業務の確実な履行が得られないと本市が判断したときは、受託者は本市の求めに応じ、速やかに改善の措置を講じること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、本仕様書に定める業務の実施にあたって本仕様書の解釈に疑義が

生じたときは、受託者は遅滞なく本市と協議すること。

- (3) 受託者は本業務の一部を第三者に委任し、請け負わせようとする場合は、あらかじめ本市と協議し理解を得たうえ、書面により協力者との関係を明確にしておくとともに、適切な指導及び管理のもと業務を実施すること。

## 7. その他

- (1) 再委託・中小受託事業者について

再委託は不可とし、中小受託事業者及び協力会社は可とする。